

鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業（以下「応援サービス事業」という。）は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、高齢者の在宅生活を支えるサービスに関する情報を提供する仕組みを構築することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は、第4条に定める登録基準を満たす応援サービス事業を、市公式ウェブサイト等に一括して掲載し、広報するとともに、市窓口における情報提供に活用するものとする。また、事業者においても、応援サービス事業登録である旨を付した形で広報するものとする。

(事業者)

第3条 事業者は、市内で別表1に掲げる事業を行うことができる個人あるいは団体又は法人とする。

(応援サービス事業の登録基準)

第4条 応援サービス事業の登録対象事業は、前条の事業者が行う以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 利用希望者が自由に参加あるいは利用できること（医師から参加を制限されている等特別な事情がある場合を除く）
- (2) 介護保険法に規定するサービスでないこと

(応援サービス事業の登録)

第5条 応援サービス事業への登録を希望する事業者は、鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業登録申請書（様式第1号）に鳥取市公式ウェブサイト掲載情報登録票（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、提出された様式第1号及び様式第2号について、第3条の要件及び第4条の基準を満たすと認めたものを応援サービス事業として登録決定し、鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業登録証（様式第3号）により通知する。
- 3 登録された事業者が、応援サービス事業の内容を変更する場合は、変更のあった日から10日以内に、鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業変更届出書（様式第4号）により市長に届け出するものとする。
- 4 登録された事業者が、応援サービス事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、廃止又は休止の場合は当該日の30日前まで、再開の場合は当該日から10日以内に鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業（廃止・休止・再開）届出書（様式第5号）により市長に届け出するものとする。

5 登録された事業者が、応援サービス事業の登録を辞退しようとするときは、鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業登録辞退届出書（様式第6号）により市長に届け出するものとする。

（登録の取り消し）

第6条 市長は、事業者が第3条に該当しないと認められた場合もしくは登録された事業が第4条に該当しないと認められた場合は、前条の規定による登録を取り消すものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、応援サービス事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

登録対象となる事業
(1) 健康の維持増進に資する事業 ア 運動機能の向上に資する事業 イ 口腔機能の向上に資する事業 ウ 栄養改善に資する事業 エ 認知症予防に資する事業 (2) 集いの場への参加を通じて交流を行う事業